

# 子育て・高齢者支援 けんこう 健康すまいるリフォーム助成事業

子どもを安心して産み育てられ、高齢者が健康で幸せに暮らせる住環境を創出することを目的として、既存住宅のバリアフリーリフォーム・子育て対応リフォーム・温熱環境改善リフォーム及びそれに併せて行う居住環境や住宅機能の維持・向上のための住宅リフォーム工事を行う方に、その費用の一部を補助します。



**申請受付：4月15日(月)から先着順で申請受付 予算額：8,000万円**

**補助対象工事** ※補助金の交付決定を受ける前に着手した工事は対象となりませんのでご注意ください。

## ○基本工事（①②③のいずれかが必須）

- ①バリアフリーリフォーム工事：既存住宅又はその敷地のバリアを改善又は解消するための工事
- ②子育て対応リフォーム工事：子ども部屋において行う工事又は子どもの事故防止工事
- ③温熱環境改善リフォーム工事：既存住宅の温熱環境を改善するための工事

## ○プラス工事：基本工事と併せて行う居住環境や住宅機能の維持・向上のための住宅部分のリフォーム工事

- ・上記補助対象工事において補助金交付の対象となる経費(補助対象経費)の合計が10万円以上の工事に限り、
- ・補助対象経費とは、基本工事及びプラス工事に係る経費(消費税を除く。)を指し、補助対象外工事及び市の他の助成事業の対象工事に係る経費は含まれません。(基本工事の対象、プラス工事の例及び補助対象外工事の例は裏面参照。)
- ・市内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人、又は市内に住所のある個人事業主(工事見積書の内訳証明書及び領収書で市内の住所が確認できるものに限る。)に補助対象工事を発注することが条件となります。
- ・基本工事においては、使用する機器・材料は未使用品とし、一の工事ごとに同一事業者にて材工一括発注することが条件となります。

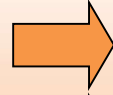
## 補助金の額

**子育て世帯**・・・中学生以下の子どもがいる世帯、又は妊娠している方がいる世帯

**高齢者世帯**・・・補助金交付申請時に60歳以上の方がいる世帯

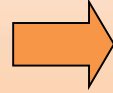
上記のいずれかの世帯に該当し、

**基本工事を1種類のみ行う場合**



**補助対象経費の1/10(上限 5万円)**

**基本工事を2種類以上行う場合**



**補助対象経費の1/10(上限10万円)**

## 補助対象者

### ○自ら居住または実績報告書の提出までに居住を予定している住宅において、上記補助対象工事を発注し行う個人

- ・新潟市に住民登録を行っている、又は実績報告書の提出までに行う予定であること
- ・補助金交付決定を受けた後に補助対象工事に着手するもので、平成32年(2020年)3月13日(金)までに実績報告書を提出できること
- ・申請者及び対象工事を行う住宅について、過去に本補助金及び「空き家活用リフォーム推進事業補助金」又は「UIJ支援にいがたすまいるリフォーム助成事業補助金」を受けていないこと
- ・市税を完納していること など

要件や手続きの詳細については、「補助金交付要綱」・「補助金申請の手引き」にてご確認ください。

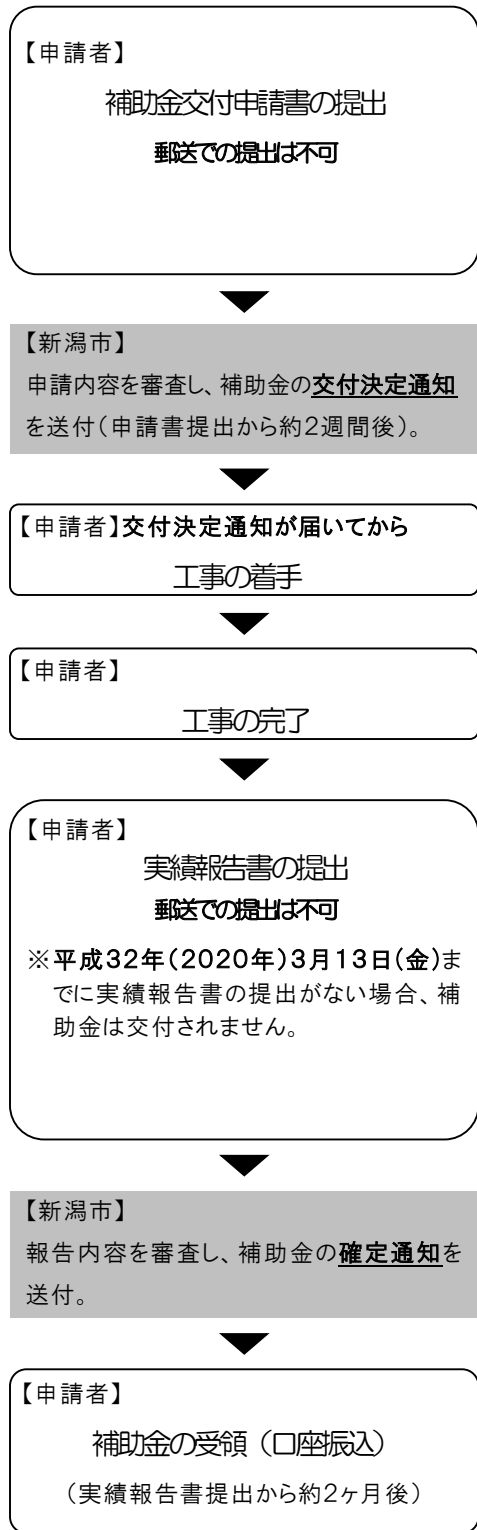
## 申請の受付

○4月15日(月)から先着順で申請受付

○申請窓口は市役所本庁舎 分館5階 住環境政策課

- ・申請書に必要書類を添付のうえ、窓口で直接申請してください。郵送での申請はできません。
- ・予算状況に応じて、申請の受付を締め切る場合があります。

## 補助金交付までの手続きの流れ



## 基本工事の対象（いずれか1種以上）

バリアフリーリフォーム 工事	温熱環境改善リフォーム 工事	子育て対応リフォーム 工事
手すりの設置	窓の断熱改修工事 (内窓設置、外窓交換、 ガラス交換)	子ども部屋の増築
段差の解消、 スロープの設置		
床のノンスリップ化	外壁、屋根、天井又は 床の断熱改修工事	子ども部屋の改修
通路・開口部の拡幅、 建具改修		
設備機器のバリアフリー化 (エレベーターの設置、洋 便器化、ユニットバスへの 取換え など)	浴室又は脱衣室の暖房 機器の設置工事	子どもの事故防止工事 (落下防止手すりの新設 など)
その他特別な理由がある と市長が認めるバリアフ リーリフォーム		

## プラス工事の例

屋根、外壁改修	風呂・トイレ・キッチン など水廻り設備の改修	既存住宅の一部増築、 一部改築、一部減築
床・壁・天井などの内装 改修	畳改修(取替え・表替え) などの小修繕	その他

※一部増築、一部改築、一部減築は既存住宅の床面積の過半を超えないものに限りません。

## 補助対象外工事の例

消火器等の消防用品や 各種防災用品の購入・設置	ハウスクリーニング、排水 管清掃、シロアリ駆除等	カーテン・ブラインド等 の取替えや新設工事
電話、インターネット、 テレビアンテナの設置 ・配線工事	電化製品(基本工事の対 象となるものを除く)、照 明器具、家具等の購入・ 設置	車庫・物置・倉庫等の 別棟の附属屋、店舗・事 務所等の住宅以外の部 分の工事
外構工事(基本工事の対象 となるものを除く。)、 植樹、剪定等の植栽工事	市の他の助成制度の 対象工事	

## 新潟市 建築部 住環境政策課

新潟市中央区学校町通1-602-1  
新潟市役所 本庁舎 分館5階

☎ 025-226-2815 (直通)

申請様式・申請の手引のダウンロード、  
交付決定状況・予算残高の確認など詳細情報は、  
新潟市ホームページ内で **健幸すまい**

検索